

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う【特例措置】が設けられました

働き方改革推進支援助成金 (新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)

今般の新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、
テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主を支援するための助成金です。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

- 【1】 令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入（試験的な導入を含む）したこと
- 【2】 【1】の期間中の導入について、実際にテレワークを実施した労働者が1人以上いること
- 【3】 テレワークの導入・実施に関して、以下の取り組みをいずれか1つ以上実施したこと
 - ① テレワーク用通信機器(注)の導入・運用
(例) シンクライアント型端末(パソコン等)、VPN装置、web会議用機器、クラウドサービスの導入、保守サポートの導入、社内のパソコンを遠隔操作するための機器・ソフトウェア、サテライトオフィス等の利用料 等
(注: シンクライアント型以外のパソコン、タブレット、スマートフォンを除く)
 - ② 就業規則・労使協定等の作成・変更
(例) テレワーク勤務に関する規定の整備 等
 - ③ 労務管理担当者に対する研修
 - ④ 労働者に対する研修、周知・啓発
 - ⑤ 外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング
- 【4】 厚生労働大臣に「働き方改革推進支援助成金交付申請書」、および「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」を提出したこと

受給内容

対象経費【※】の合計額 × 1/2
(1企業当たりの上限額: 100万円)

- ※ 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費
(注) 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象

取り扱い機関

テレワーク相談センター